

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十四条第一項の規定に基づき、電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付等を受けようとする者が納める手数料の額を改めるとともに、電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合の手数料の額を定める。（本則関係）
- 2 この政令は、令和七年十一月五日から施行する。（附則関係）